

議 案 第 30 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

運動公園体育館及び運動公園野球場の改修工事が竣工したことに伴い、当該施設の使用料の改定を行うとともに、既存施設の料金体系の見直しを図るため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第4号専用使用料の表中「4,320」を「5,500」に、「1,440」を「1,830」に改め、同号付帯設備使用料の表中「320」を「1,080」に改め、同項第5号専用使用料の表備考の表を次のように改める。

区分				単位	金額（円）	
					午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
松戸運動公園体育館競技場	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	2時間	5,860	8,790
			小・中学生	2時間	1,950	2,930
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		2時間	11,720	17,590
		アマチュアスポーツに使用する場合		2時間	17,590	26,380
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		2時間	82,100	123,150
柿ノ木台公園体育館競技場		一般		2時間	3,240	4,860
		小・中学生		2時間	1,080	1,620

備考

- ・競技場半面を使用する場合 50パーセント減
- ・使用時間を超過して使用する場合 1時間につき規定料金の30パーセントに相当する額を加算

別表第2第2項第6号専用使用料の表を次のように改める。

専用使用料

区分				単位	金額（円）
トラック・フィールド	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	2時間	4,320
			小・中学生	2時間	1,440
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		2時間	12,960
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		2時間	51,840
本部室				1時間	210
控室				1時間	210

備考

- ・市外の者が使用する場合 100 パーセント増

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。